

【教育目標】

- (1) 創造的知性を身につけた人間を育てる。
- (2) たくましい、健全な心身を持った人間を育てる。
- (3) 情操豊かな、思いやりのある人間を育てる。
- (4) 広い視野を持ち、自主的、自律的に行動できる人間を育てる。

【教育方針】

- (1) 「文武両道」を実践し、自己の能力を最大限発揮できるように指導する。
- (2) 生徒自ら定めた「我等の心得」のもと、自主・自律の精神を確立するように指導する。
- (3) 新しい時代を切り拓き、社会に貢献できる逞しいリーダーになれるように指導する。
- (4) 自他の「いのち」の尊さを理解するとともに、自尊感情を育むように指導する。

【運動部活動基本方針】

本校の部活動は、教育目標及び教育方針を踏まえ、自主的、自律的に行われるとともに、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、合理的かつ効果的に取り組むものとする。

1 適切な運営のための体制整備

- 生徒や教員の数等を踏まえ、円滑に活動を実施できるよう、適切な数の運動部を設置する。
 - ▶ 1つの運動部に対し複数の顧問配置を原則とする。
 - ▶ 3学年中2学年の部員数が0の場合、その部の統廃合を検討する。
- 部活動運営委員会を設置し、各運動部活動の取り組みの確認や評価を行い、改善に努める。
- 顧問は、学期毎に活動計画及び活動実績を作成するとともに、活動状況等について保護者等と情報を共有し、理解と協力を得るよう努める。

2 合理的でかつ効果的・効率的な活動の推進

- 顧問・コーチは、生徒の心身の健康管理と事故防止に努め、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 顧問・コーチは、競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングの導入等により、休養日を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を研究・実践する。

3 適切な運動部活動の運営

- 運動部活動における休養日及び活動時間については、心身の健康を保持しつつ学習との両立を図ることができるよう、以下を基準とする。

休養日	週当たり 平日1日以上、週休日1日以上
活動時間	平日2時間程度 週休日等3時間程度
長期休業中	学期中に準じた扱いとするが、他への休養日
	休養期間を設ける
※上記の活動時間については、大会、練習試合、合宿・遠征等は除くものとする。	

- 上記の基準を原則とするが、目標とする大会前の特別強化期間や強化指定部については、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、定期考査前後や長期休業中等に、原則として学期単位で休養日の振替も可能とする。
- 強化指定部については、次の条件を目安に部活動運営委員会で審議し、年度初めに校長が指定する。
 - ▶ 県高体連の強化指定部・優秀指定部及び強化指定選手の所属する部
 - ▶ 前年度の各種大会において、県ベスト4に入った部及び県ベスト4に入った選手の所属する部
 - ▶ その他、校長が特別に指定する部

4 運動部活動における事故防止

- 顧問は、生徒の既往症等を事前に把握し、万一の際の対処法について生徒及び保護者に確認しておくとともに、活動前に体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。
- 顧問は、活動場所や設備、備品、用具等の安全点検を日常的に行うとともに、突発的な事故に備え確実にAEDを使用できるよう研修会等に積極的に参加する。
- 顧問は、日頃から生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避できるよう指導する。また、天候を考慮した以下の指導を適切に行う。
 - ▶ 高温・多湿時においては環境温度の測定を適宜行い、WBGT31℃以上の場合は原則として活動を中止し、WBGT28℃以上の場合は、参加する生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分補給や休息の取得など生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の症状が見られた場合は、「熱中症対応フロー」に従い、迅速に対応する。
 - ▶ 雨天時にやむを得ず活動する場合は、低体温症になることのないよう注意する。
 - ▶ 雷や暴雨の際は、活動の中止・中断の判断を的確に行う。

※上記以外の事項については、県教育委員会の方針に則り実施する。また、本方針は2019年4月1日より実施する。